笠間市立地適正化計画に基づく

誘導区域に関する届出制度の手引き

（令和２年 10 月１日適用開始）

笠間市

１．立地適正化計画の概要と届出制度

全国的な人口減少や少子高齢化を背景に，高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現することや，財政面および経済面において持続可能な都市運営を可能とすること等が課題となっています。

このような中，都市再生特別措置法が改正され，行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するための「立地適正化計画」制度が創設されました。

笠間市では，市街地の効率的かつ効果的な土地利用や市民の快適な生活の実現に向けて，医療・福祉・商業機能等が集約的に立地するよう誘導を図り，公共交通によってアクセス可能な「集約と連携のまちづくり」の実現を目指すため，令和２年３月に立地適正化計画を策定しました。

計画の公表に伴い，**令和２年10月１日**から都市再生特別措置法の規定に基づく届出制度が開始されます。

届出制度は，計画的なまちづくりを進める観点から，誘導区域内への住宅や誘導施設の立地を促すため，「居住誘導区域」または「準居住誘導区域」以外において一定規模以上の住宅を整備する場合や，「都市機能誘導区域」以外において誘導施設を整備する場合，「都市機能誘導区域」内の誘導施設を休廃止する場合には，その行為に着手する日の 30 日前までに市への届出が必要となります。

【届出の流れ】

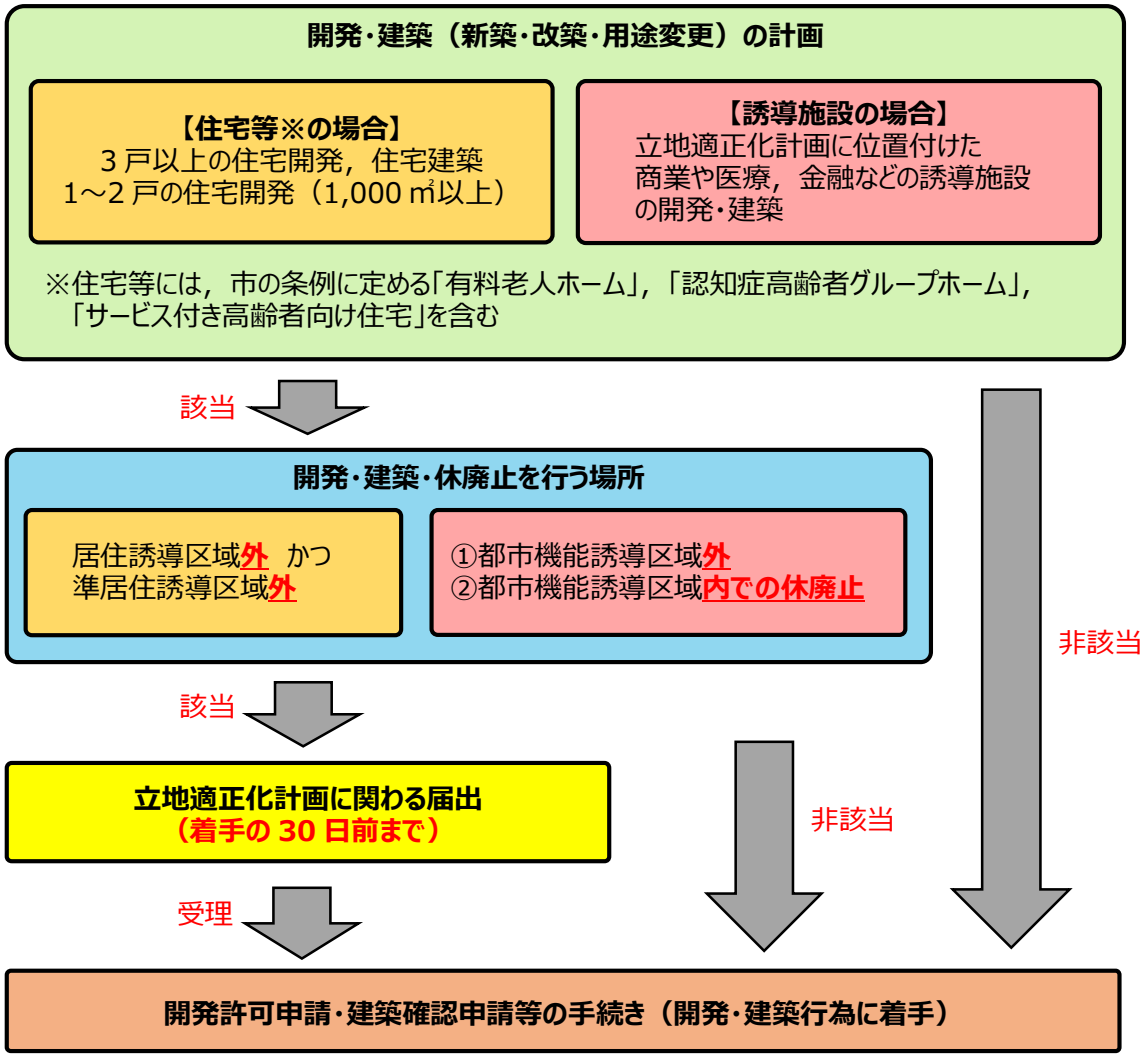

2．届出の内容

届出制度は，住宅等の建築等に係る届出と，誘導施設の建築等（休廃止含む）に係る届出があります。

【住宅の建築等に係る届出】（都市再生特別措置法第 88 条第 1 項，第 2 項）

○ 対象行為

居住誘導区域外かつ**準居住誘導区域外**における，下記の行為が対象となります。
開発または建築行為による区域の全部または一部が区域外となる場合に，届出の対象となります。

【開発行為（宅地造成）】

・3 戸以上の住宅地を造成する場合

・1 戸または 2 戸の住宅地を造成する場合で，その規模が 1,000 ㎡以上のもの

■対象例

・同時に 3 戸となる戸建て住宅や集合住宅等の開発行為

届出必要

・1 戸の開発行為で開発面積が 2,000 ㎡

届出必要

・同時に 2 戸となる戸建て住宅や集合住宅等の開発行為で開発面積が 900 ㎡

届出不要

【建築行為等（住宅の建築）】

・3 戸以上の住宅等を新築する場合

・建築物を改築または用途変更して，3 戸以上の住宅等とする場合

■対象例

・同時に 3 戸となる戸建て住宅や集合住宅等の建築行為

届出必要

・1 戸の戸建て住宅等の建築行為

届出不要

※住宅の定義は，建築基準法における住宅の取扱いによるものとします。
具体的には，戸建住宅，共同住宅，長屋，店舗兼用住宅など，居住機能を備えた建築物等が該当します。
※住宅等には，市の条例により「有料老人ホーム」，「認知症高齢者グループホーム」，「サービス付き高齢者向け住宅」が含まれます。
※建築物の一部に住宅に該当する部分がある場合は，届出の対象となります。

○ 届出時期

開発行為等に着手する日の 30 日前までとなります。

○ 届出に必要な書類

届出は以下の区分により，あらかじめ定められた届出様式に必要事項を記入の上，必要書類を添付して，**<u>1 部</u>** ご提出ください。

（開発行為の場合）

■届出書（様式 1 ）･･･P20

■添付書類

① 位置図（縮尺 1/1,000 以上）
当該行為を行う土地の区域および当該区域内，当該区域周辺の公共施設を表示する図面

② 設計図（縮尺 1/100 以上）
土地利用計画図および予定建築物の各階平面図

③ その他参考となる事項を記載した図書

④ 委任状（代理人に委任する場合･任意様式）

（建築行為等の場合）

■届出書（様式 2 ）･･･P21

■添付書類

① 配置図（縮尺 1/100 以上）
敷地内における住宅等の位置を表示する図面

② 2 面以上の立面図（縮尺 1/50 以上）
建築物の高さ等を表示する図面

③ 各階平面図（縮尺 1/50 以上）
間取り，各室の用途等を表示する図面

④ その他参考となる事項を記載した図書

⑤ 委任状（代理人に委任する場合･任意様式）

（届出内容を変更する場合）

■届出書（様式 3 ）･･･P22

■添付書類

① 当初の届出に必要な書類と同じものを添付

② 委任状（代理人に委任する場合･任意様式）

○ 届出を要しない軽易な行為

以下の行為については，届出の必要はありません。

① 住宅等で仮設のもの，または農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為

② ①の住宅等の新築

③ 建築物を改築，またはその用途を変更して①の住宅等とする行為

【誘導施設の建築等に係る届出】（都市再生特別措置法第 108 条第 1 項，第 2 項）

○ 対象行為

都市機能誘導区域外または**誘導施設の位置づけ**（P7 参照）**が異なる都市機能誘導区域内**における下記の行為が対象となります。

開発または建築行為による区域の全部または一部が区域外となる場合に，届出が必要となります。

【開発行為】

・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行う場合

【建築行為等（非住宅の建築）】

・誘導施設を有する建築物を新築する場合

・建築物を改築または用途変更して，誘導施設を有する建築物とする場合

■**病院**を建築する場合の例

パターン①：「店舗」を誘導施設に定めている都市機能誘導区域 A 内に「病院」を建築する場合

→ **届出必要**

パターン②：都市機能誘導区域外に「病院」を建築する場合

→ **届出必要**

パターン③：「病院」を誘導施設に定めている都市機能誘導区域 B 内に「病院」を建築する場合

→ **届出不要**

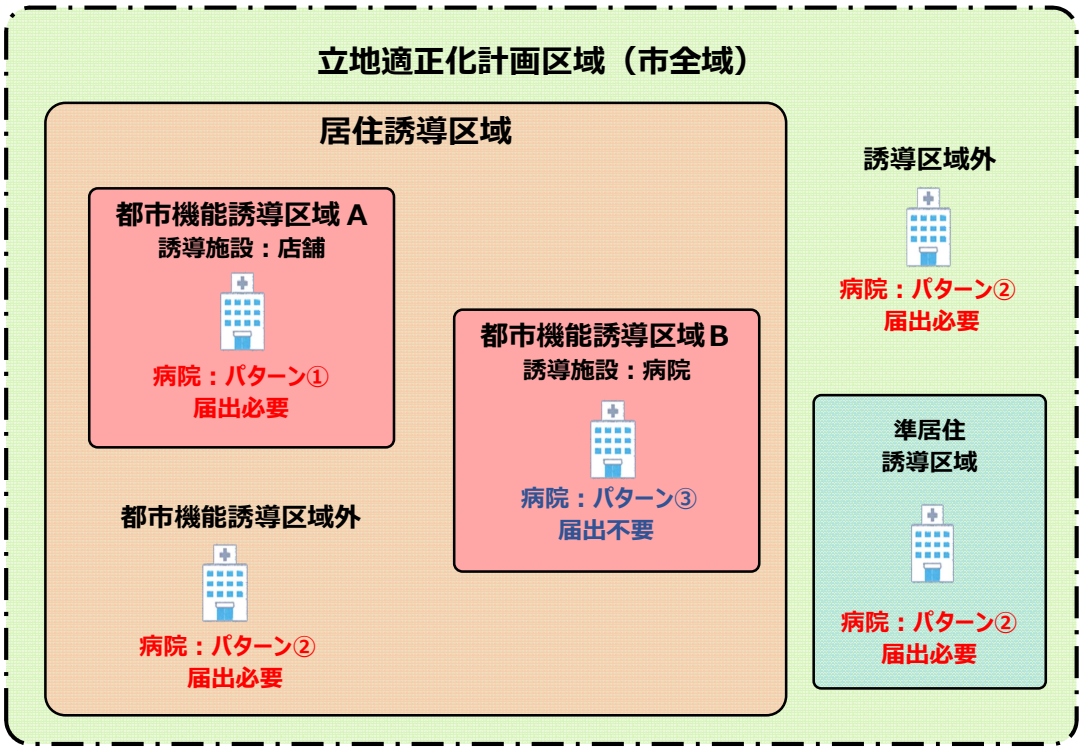

※都市機能誘導区域内であっても，その区域に定めている誘導施設以外の「誘導施設」を設置する場合には，届出が必要となります（上記のパターン①）。

○ 届出時期

開発行為等に着手する日の 30 日前までとなります。

○ 届出に必要な書類

届出は以下の区分により，あらかじめ定められた届出様式に必要事項を記入の上，必要書類を添付して，**<u>１部</u>** ご提出ください。

（開発行為の場合）

■届出書（様式４）･･･P23

■添付書類

① 位置図（縮尺 1/1,000 以上）
当該行為を行う土地の区域および当該区域内，当該区域周辺の公共施設を表示する図面

② 設計図（縮尺 1/100 以上）
土地利用計画図および予定建築物の各階平面図

③ その他参考となる事項を記載した図書

④ 委任状（代理人に委任する場合･任意様式）

（建築行為等の場合）

■届出書（様式５）･･･P24

■添付書類

① 配置図（縮尺 1/100 以上）
敷地内における住宅等の位置を表示する図面

② 2 面以上の立面図（縮尺 1/50 以上）
建築物の高さ等を表示する図面

③ 各階平面図（縮尺 1/50 以上）
間取り，各室の用途等を表示する図面

④ その他参考となる事項を記載した図書

⑤ 委任状（代理人に委任する場合･任意様式）

（届出内容を変更する場合）

■届出書（様式６）･･･P25

■添付書類

① 当初の届出に必要な書類と同じものを添付

② 委任状（代理人に委任する場合･任意様式）

○ 届出を要しない軽易な行為

以下の行為については，届出の必要はありません。

① 立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物で仮設のものを建築する目的で行う開発行為

② 誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築

③ 建築物を改築し，またはその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為

【誘導施設の休廃止に係る届出】（都市再生特別措置法第 108 条の２第１項）

○ 対象行為

都市機能誘導区域内において，誘導施設の休止または廃止する場合に対象となります（対象となる誘導施設は P７参照）。

○ 届出時期

休止または廃止する日の 30 日前までとなります。

○ 届出に必要な書類

届出は，あらかじめ定められた届出様式に必要事項を記入の上，**１部** ご提出ください。

■届出書（様式７）･･･P26
■添付書類
① 委任状（代理人に委任する場合･任意様式）

【都市機能誘導区域内に誘導する施設】

誘導施設は，都市機能誘導区域ごとに対象が異なります。
下記の施設を都市機能誘導区域外に設置する場合，届出が必要となります。また，各都市機能誘導区域に位置付けられている誘導施設を休止または廃止する場合も届出が必要となります。

分類	誘導施設	対象（根拠）	都市機能誘導区域					区域外
			友部駅周辺	笠間駅周辺	赤坂周辺	岩間駅周辺	岩間支所周辺	
子育	子育て支援センター	児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に規定する「地域子育て支援拠点事業を行う事業所」	●	●	●	●	●	○
	児童館	児童福祉法第 40 条に規定する「児童厚生施設」	●	●	●	●	●	○
商業	店舗	スーパーマーケット，大規模店舗（店舗面積 1,000 ㎡以上）	○ 10,000 ㎡以上必要 ● 10,000 ㎡未満必要	○ 3,000 ㎡以上必要 ● 3,000 ㎡未満必要	●	○ 1,500 ㎡以上必要 ● 1,500 ㎡未満必要	○	○
	複合商業施設	物販施設・飲食施設などの店舗のほか，映画館，娯楽施設が複合的に集積した施設	●	○	●	○	○	○
医療	病院	医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院のうち，診療科目に内科，外科，小児科のいずれかを含むもの（病床数 20 床以上）	●	●	●	●	○	○
金融	金融機関(銀行・郵便局・農協)	金融取引に関する業務に関し，預貯金取扱を行うもので，「普通銀行」，「中小企業金融機関」，「農林水産金融機関」	●	●	●	●	○	○
教育	大学 高等専門学校	学校教育法第 1 条に規定する「大学」(短期大学含む) 学校教育法第 115 条に規定する「高等専門学校」	●	○	○	○	○	○
	専門学校	学校教育法 124 条に規定する「専修学校」又は第 134 条に規定する「各種学校」	●	○	○	○	○	○
文化	公民館	社会教育法第 20 条に規定する「公民館」その他一般市民が利用できるホール・会議室を有する施設	●	●	●	●	●	○
	図書館	図書館法第 2 条第 1 項に規定する「図書館」	●	●	●	●	●	○
	博物館 美術館	博物館法第 2 条第 1 項に規定する「博物館」及び同 29 条に規定する「博物館に相当する施設」	○	●	○	○	○	○
観光	観光案内所	自治体または各種団体が設置・運営し，来訪者に観光・レクリエーションに関する情報提供等のサービスを行う施設	●	●	○	●	○	○

○：開発，建築する場合に届出が必要（店舗は記載面積以上の場合）
●：休廃止する場合に届出が必要（店舗は記載面積未満の場合）

3．提出先

届出書のご提出は下記までお願いします（郵送可）。

笠間市役所　都市建設部　都市計画課（本庁舎２階）

〒309-1792　笠間市中央三丁目２番１号

TEL 0296-77-1101（代表）

4．留意事項

（１）届出を行わなかった場合

届出をしないで，または虚偽の届出をして開発行為等を行った場合は，30 万円以下の罰金に処せられることがあります。（都市再生特別措置法第 130 条）

そのほか，届出内容について修正や調整等が必要な場合には，指導・助言を行うことがあります。

（２）宅地建物取引業法に基づく重要事項説明

届出義務に関する規定は，「宅地建物取引業法第 35 条　重要事項の説明等」の対象となります。

5．届出に関する Q&A

Q　１：届出により，誘導区域外の開発や建築行為は規制されますか。

A　１：届出制度は立地の動向を把握し，区域内への立地の誘導を促すためのもので，区域外での開発行為や建築行為を規制・制限するものではありません。

Q　２：開発行為を行った者と同一の者が住宅や誘導施設を建築する場合は，それぞれの行為の前に届け出が必要ですか。

A　２：開発行為に着手する日の 30 日前までに届出をしてください。その後の建築行為に係る届出は不要です。なお，開発行為を行う者と建築行為を行う者が異なる場合は，それぞれの行為に着手する日の 30 日前までに届出をしてください。

Q　３：都市機能誘導区域内であれば，誘導施設の届出は不要ですか。

A　３：都市機能誘導区域ごとに誘導施設が定められています。誘導施設の種類によっては，都市機能誘導区域内であっても届出が必要な場合がありますので，詳しくは４ページをご覧ください。

Q　４：都市機能誘導区域内の誘導施設を廃止して，都市機能誘導区域内の別の場所に移転する場合も届出が必要ですか。

A　４：区域内であれば，誘導施設の廃止に係る届出のみ必要になります。なお，移転先が区域外となる場合は，別途届出が必要となります。

Q　５：１つの建築物に複数の種類の誘導施設を設け，そのいずれも届出の対象となる場合，それぞれに届出が必要ですか。

A　５：複数の誘導施設を有する建築物が１つである場合には，届出は１つで構いません。

Ｑ　６：住宅や誘導施設を同じ場所に建て替える場合，届出が必要ですか。

Ａ　６：同じ場所に建て替える場合でも，誘導区域外であれば，新築時と同様，届出が必要になります。

Ｑ　７：この届出を行えば，開発許可申請や建築確認申請は不要となりますか。

Ａ　７：この届出は，都市再生特別措置法に基づくものです。開発許可申請や建築確認申請など，他の法令に基づく手続きは，別に必要となります。

Ｑ　８：この届出は，開発許可申請や建築確認申請の前に行わなければならないですか。

Ａ　８：法的には申請の前後の定めはありませんが，行為の動向等を把握するためのものになりますので，各申請の前に行っていただくようお願いします。

Ｑ　９：届出後に市からの通知はありますか。

Ａ　９：届出後に市から通知を行うことはありません。なお，届出内容の建築等行為によって誘導区域内に支障が生じると判断した場合には，調整等の協議をさせていただく場合があります。

Ｑ１０：今後，誘導区域や誘導施設が変更されることはありますか。

Ａ１０：立地適正化計画は定期的に評価を行い，必要に応じて見直しを行います。この見直しにより，届出の対象となる誘導区域や誘導施設が変わる可能性があります。

Ｑ１１：届出制度の運用開始はいつからですか。

Ａ１１：笠間市立地適正化計画の公表日となる令和２年１０月１日から運用開始となります。

Ｑ１２：各誘導区域の範囲はどこで確認できますか。

Ａ１２：笠間市のホームページ，または市役所都市計画課の窓口（本所２階）で確認をお願いします。

Ｑ１３：行為の着手日が運用開始後で，着手の 30 日前が運用開始前の場合はどうすればよいですか。

Ａ１３：あらかじめ都市計画課の窓口でご相談いただき，届出の運用開始後，速やかに提出をお願いします。

Ｑ１４：行為の届出は，代理人でも可能ですか。

Ａ１４：代理人の方でも届出は可能ですが，委任状（様式は任意）を併せて提出してください。

6．各種誘導区域図

【全体図】

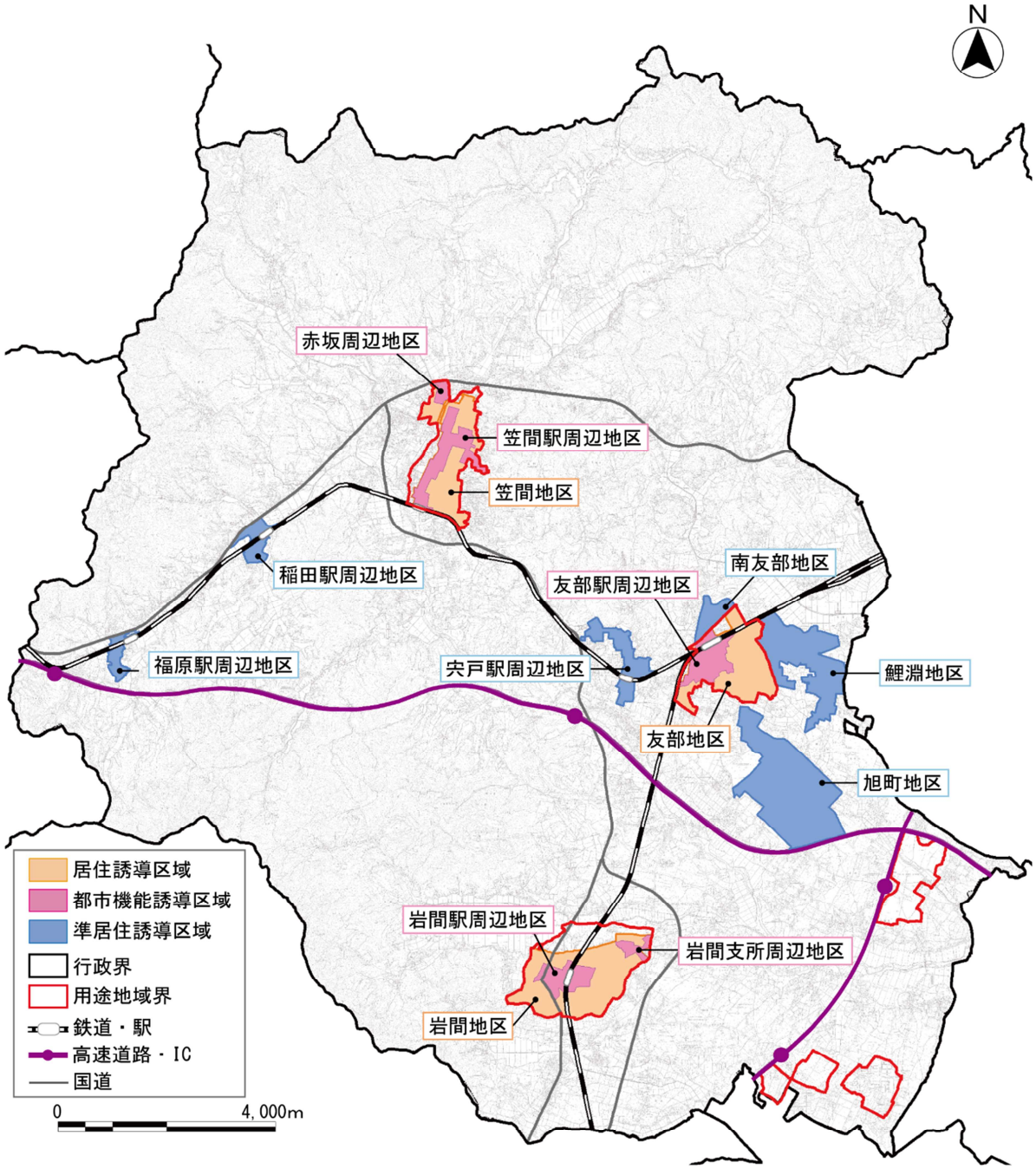

▼各種誘導区域の面積

区域名		面積（ha）	合計面積（ha）
居住誘導区域	友部地区	188.0	617.3
	笠間地区	183.8	
	岩間地区	245.5	
都市機能誘導区域	友部駅周辺地区	56.9	188.2
	笠間駅周辺地区	65.1	
	赤坂周辺地区	9.6	
	岩間駅周辺地区	43.6	
	岩間支所周辺地区	13.0	

区域名		面積（ha）	合計面積（ha）
準居住誘導区域	鯉淵地区	160.4	565.9
	旭町地区	263.3	
	南友部地区	27.8	
	宍戸駅周辺地区	59.1	
	稲田駅周辺地区	32.4	
	福原駅周辺地区	22.9	

※図上計測値

【居住誘導区域・都市機能誘導区域】

友 部 地 区

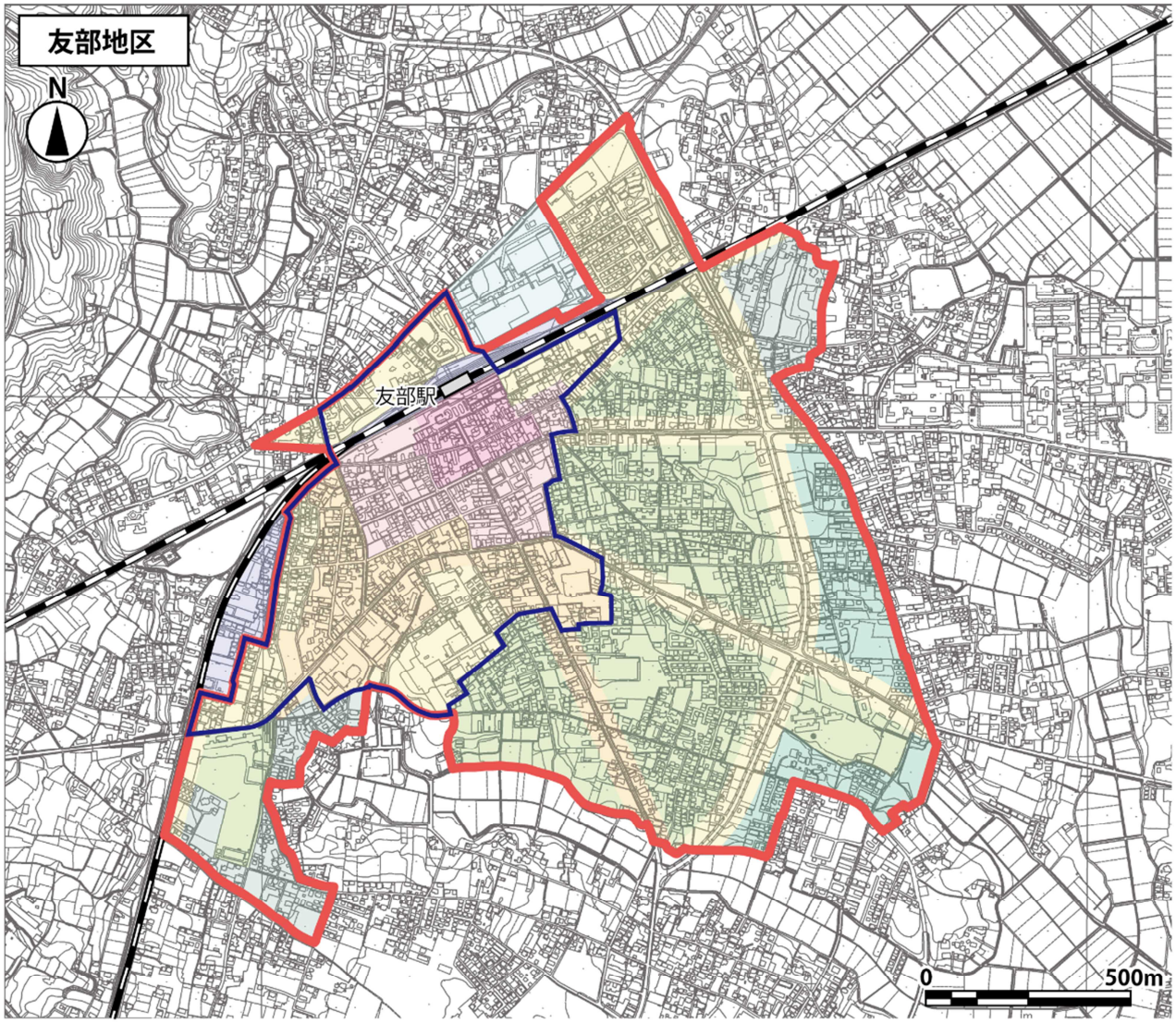

【凡例】

- 居住誘導区域
- 都市機能誘導区域
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域

笠 間 地 区

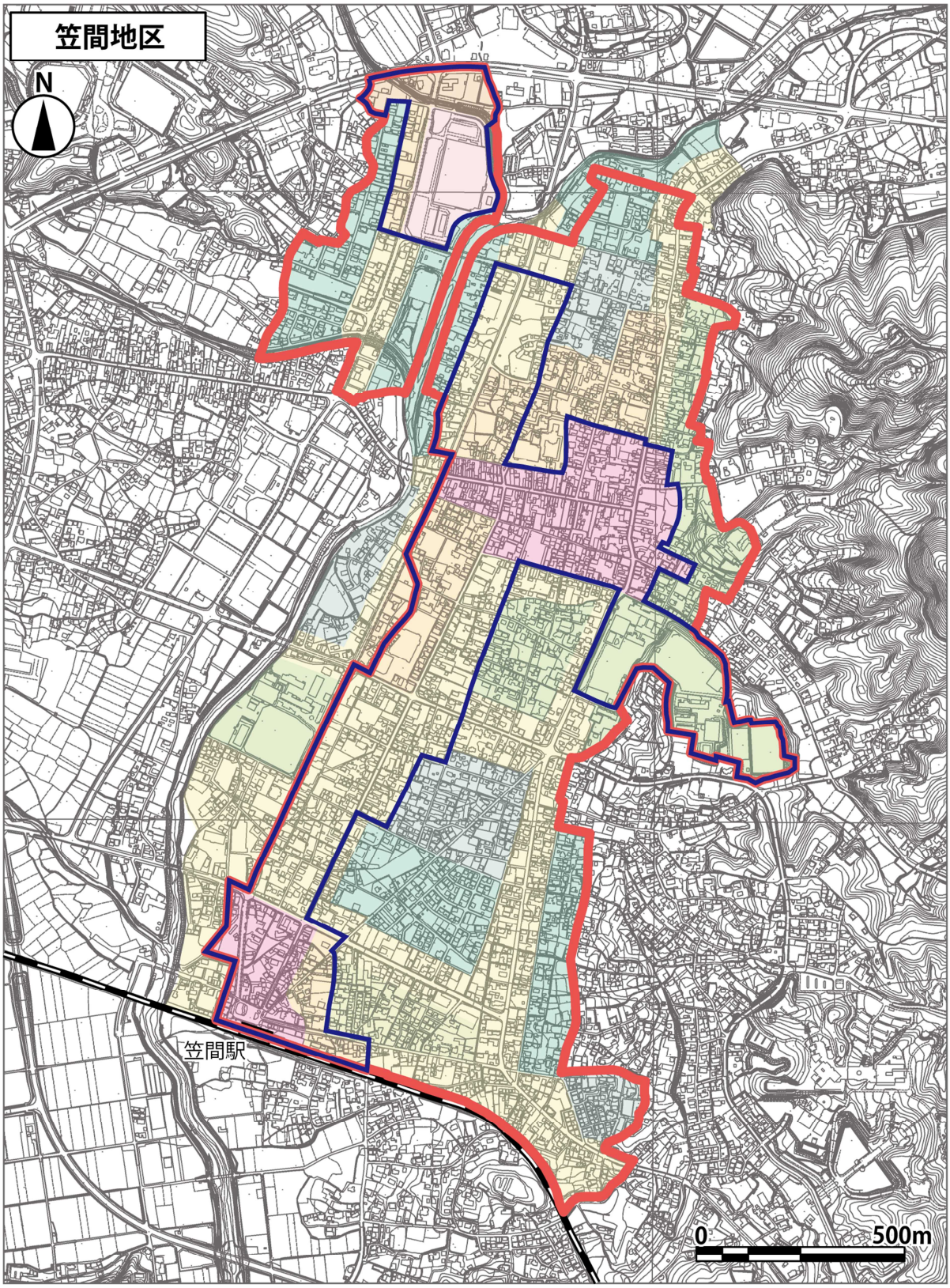

【凡例】

- 居住誘導区域
- 都市機能誘導区域
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域

岩 間 地 区

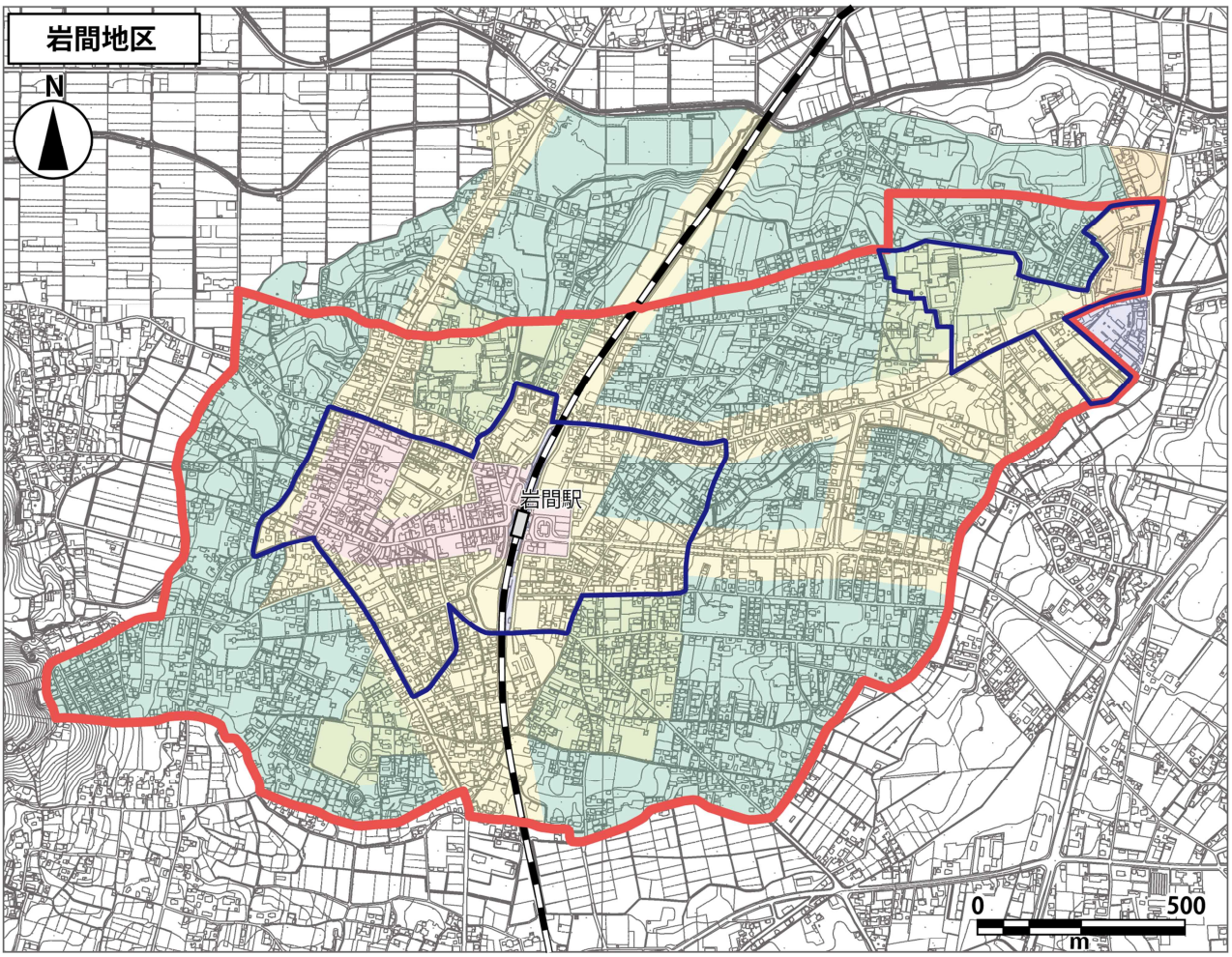

【凡例】

- 居住誘導区域
- 都市機能誘導区域
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 近隣商業地域
- 準工業地域

【準居住誘導区域】

鯉 淵 地 区

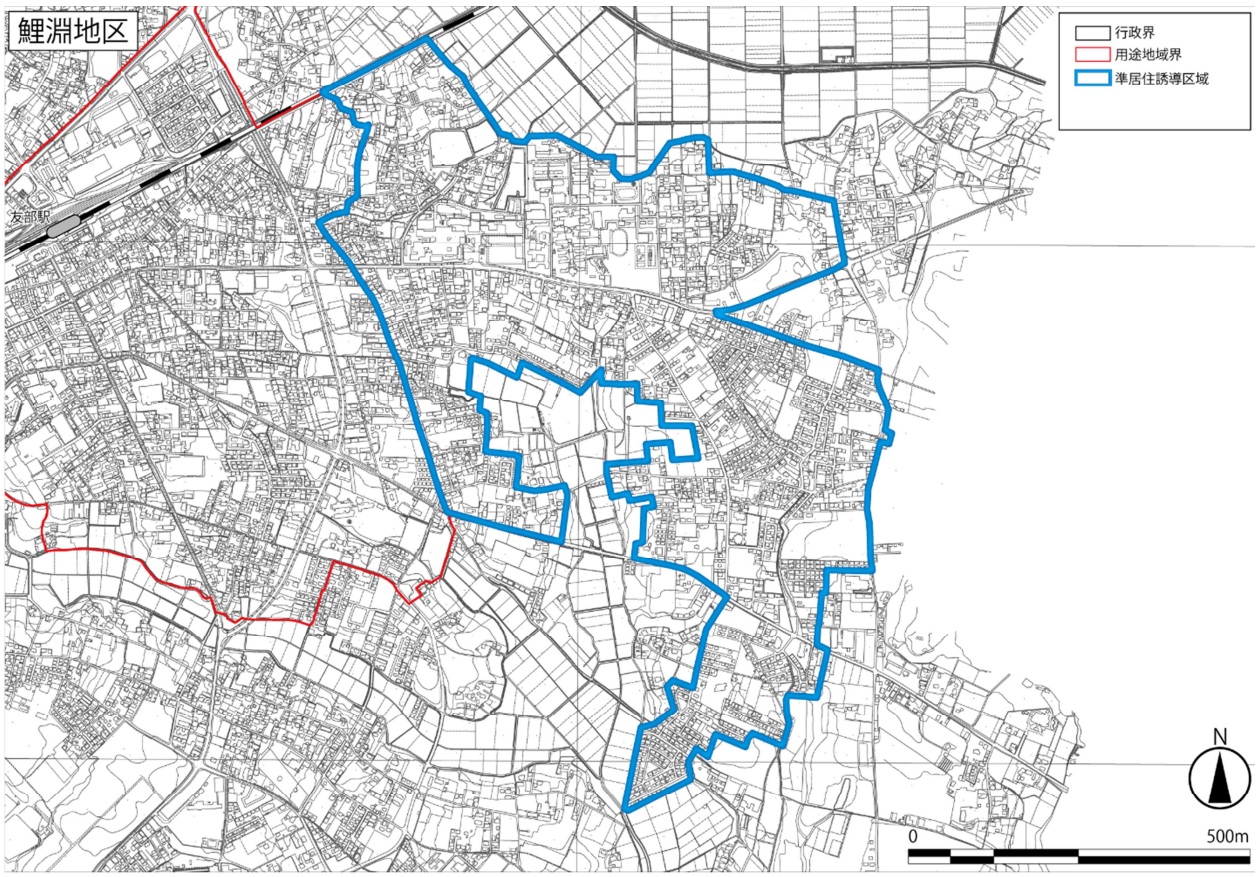

旭 町 地 区

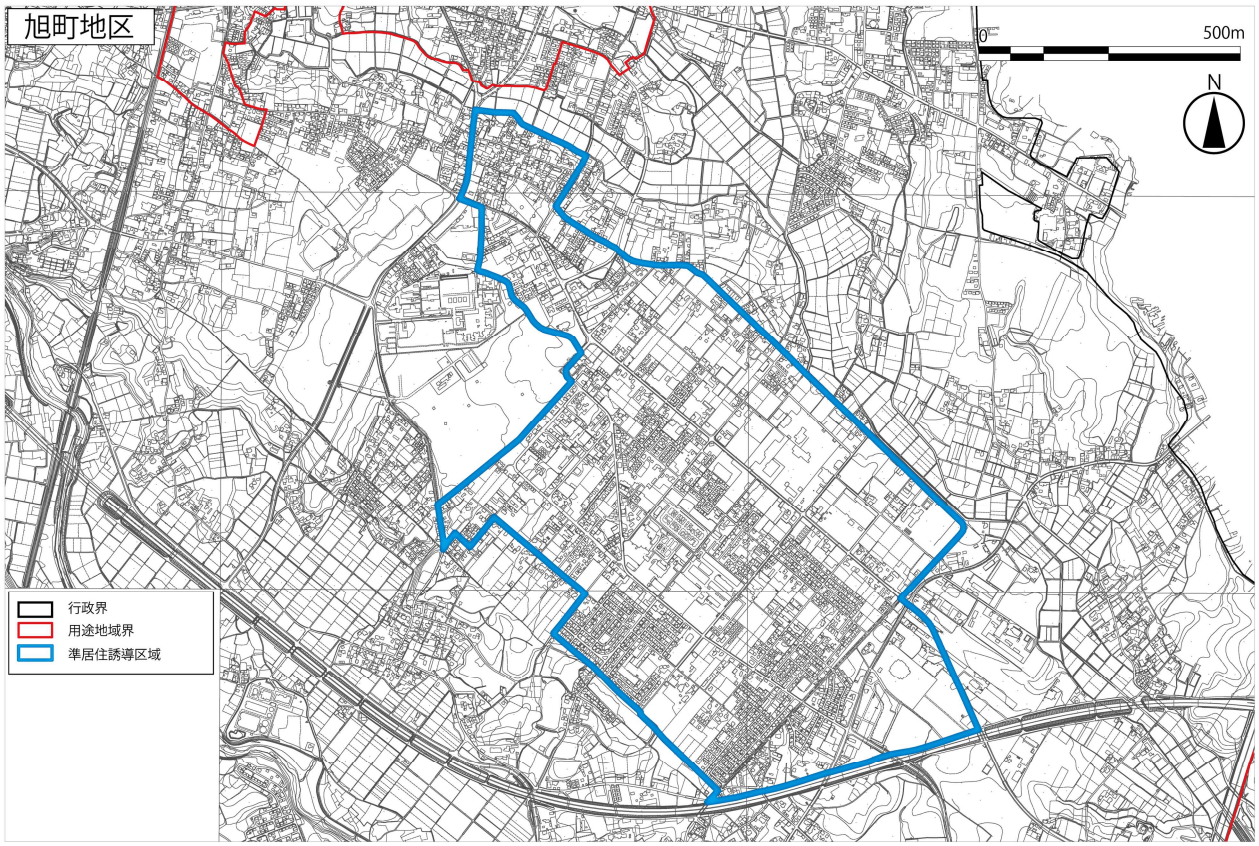

南 友 部 地 区

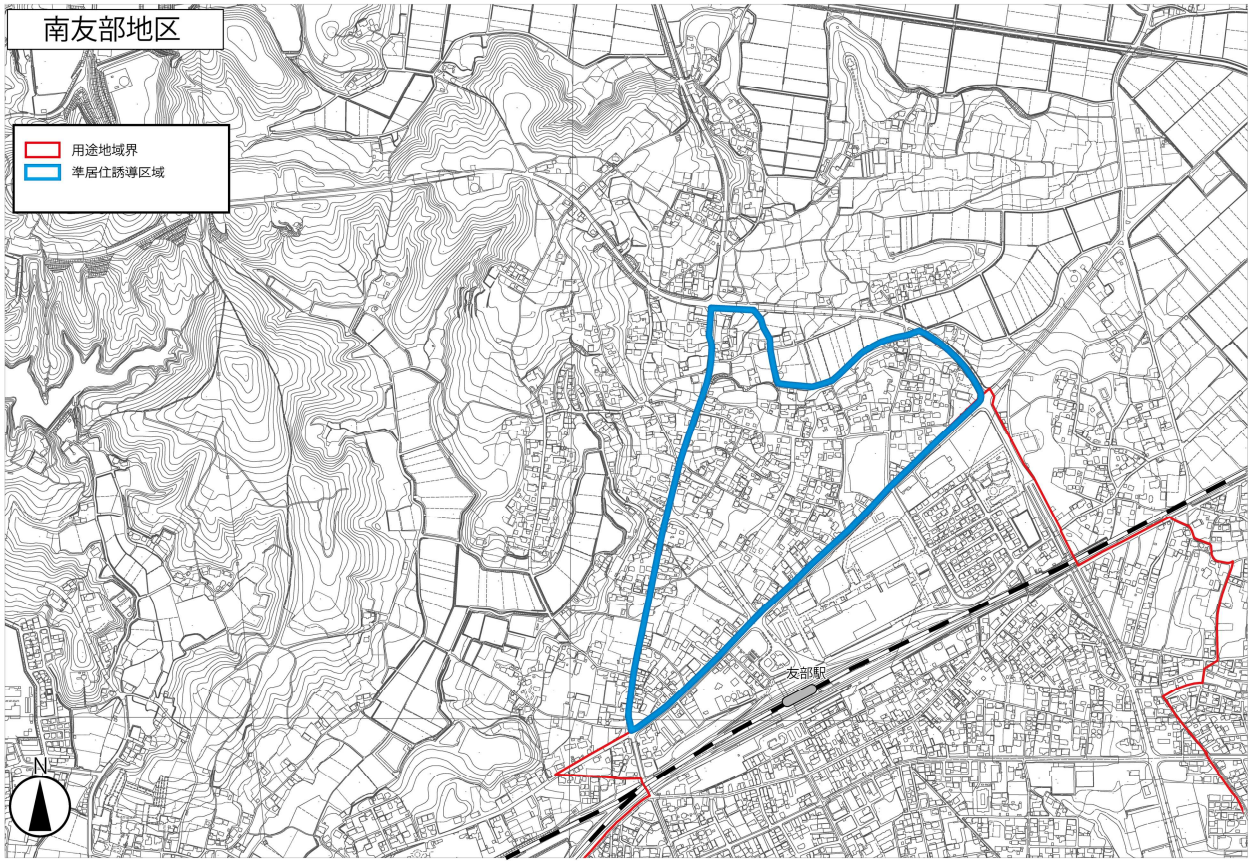

宍 戸 駅 周 辺 地 区

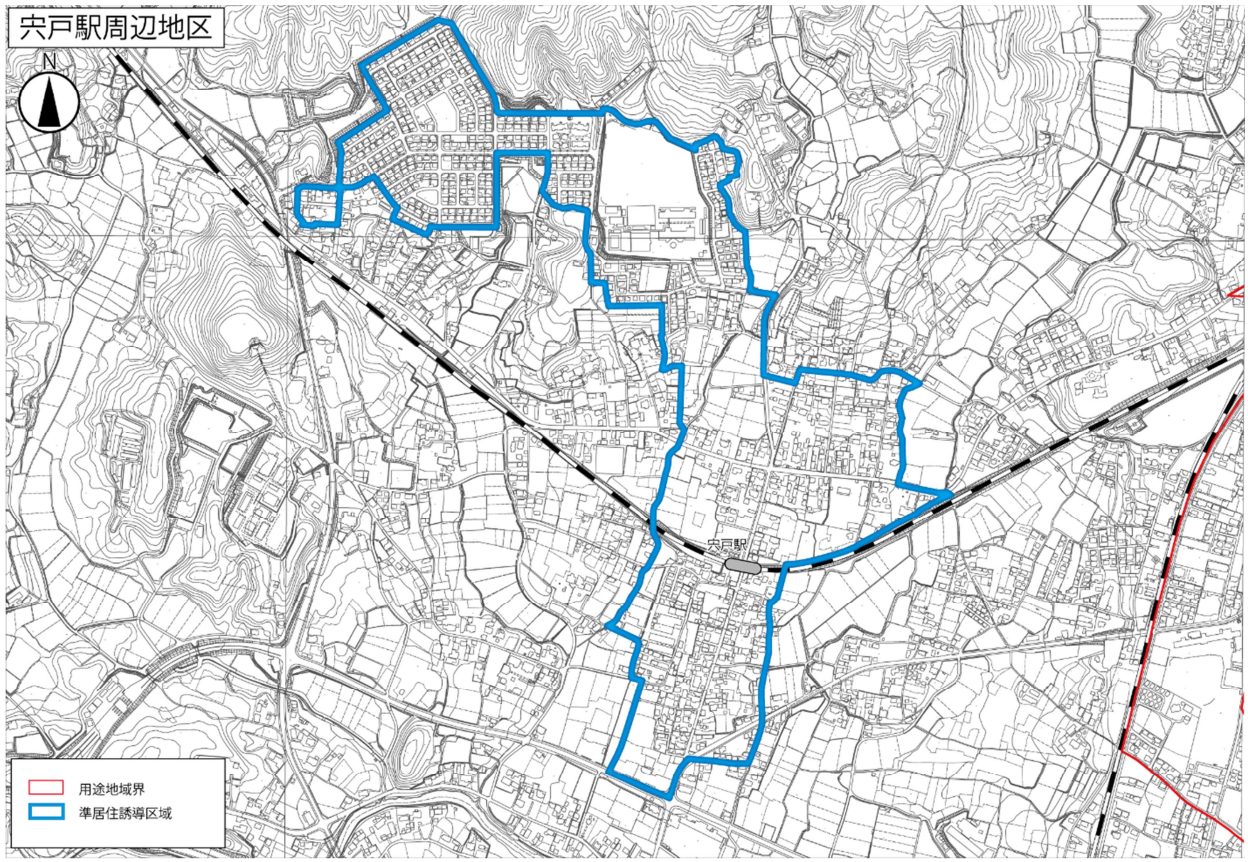

稲 田 駅 周 辺 地 区

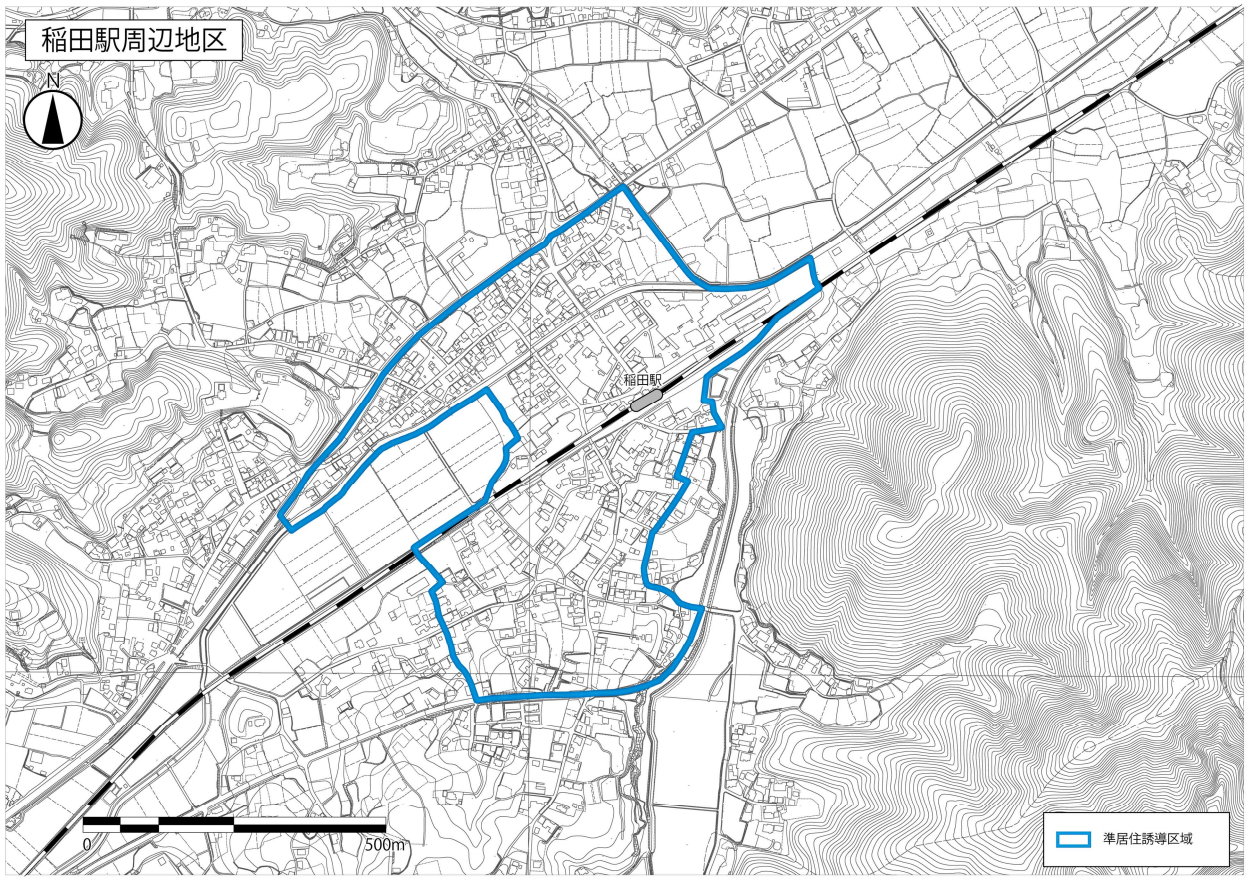

福 原 駅 周 辺 地 区

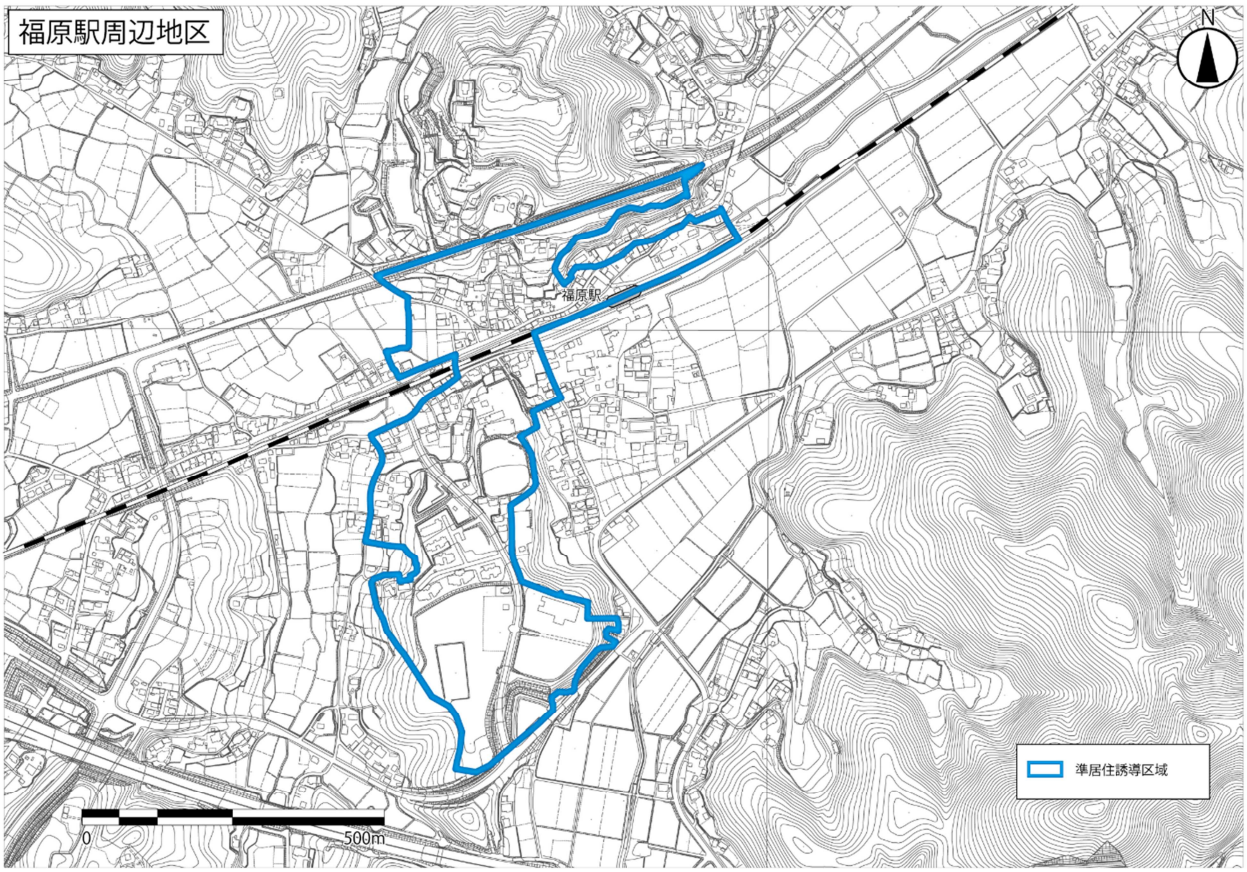

7．参考資料（根拠法令等）

（1）居住誘導区域外における住宅の建築等に係る届出義務

都市再生特別措置法（抜粋）

第 88 条　立地適正化計画の区域のうち当該立地適正化計画に記載された居住誘導区域外の区域内において、都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）であって住宅その他人の居住の用に供する建築物のうち市町村の条例で定めるもの（以下この条において「住宅等」という。）の建築の用に供する目的で行うもの（政令で定める戸数未満の住宅の建築の用に供する目的で行うものにあっては、その規模が政令で定める規模※1以上のものに限る。）又は住宅等を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為（当該政令で定める戸数未満の住宅に係るものを除く。）を行おうとする者は、これらの行為に着手する日の 30 日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

1　軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの※2

2～4　略

2　前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の 30 日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

都市再生特別措置法施行令（抜粋）

※1　政令で定める戸数・規模

（建築等の届出の対象となる住宅の戸数等の要件）

第 26 条　法第 88 条第 1 項の政令で定める戸数は、3 戸とする。

2　法第 88 条第 1 項の政令で定める規模は、0.1 ヘクタールとする。

※2　軽易な行為その他の行為で政令に定めるもの

（建築等の届出を要しない軽易な行為その他の行為）

第 27 条　法第 88 条第 1 項第 1 号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

1　住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為

2　前号の住宅等の新築

3　建築物を改築し、又はその用途を変更して第 1 号の住宅等とする行為

（2）準居住誘導区域外における住宅の建築等に係る届出義務

笠間市立地適正化計画における建築等の届出等に関する条例（抜粋）

（届出の対象とする建築物）

第 2 条　法第 88 条第 1 項の条例で定めるものは，次に定めるものとする。

（1）老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム

（2）介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 20 項に規定する認知症対応型共同生活介護又は同法第 8 条の 2 第 15 項に規定する介護予防認知症対応型共同生活の事業を行う住居

（3）高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条に規定するサービス付き高齢者向け住宅

（届出を要しない行為）

第 3 条　法第 88 条第 1 項第 4 号の条例で定める行為は、次に掲げる計画で定める準居住誘導区域内で行う行為とする。

（1）鯉淵地区　（2）旭町地区　（3）南友部地区　（4）宍戸駅周辺地区（5）稲田駅周辺地区

（6）福原駅周辺地区

（３）都市機能誘導区域外における誘導施設の建築等に係る届出義務

都市再生特別措置法（抜粋）

第 108 条　立地適正化計画の区域内において、当該立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為又は当該誘導施設を有する建築物を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して当該誘導施設を有する建築物とする行為を行おうとする者（当該誘導施設の立地を誘導するものとして当該立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内においてこれらの行為を行おうとする者を除く。）は、これらの行為に着手する日の 30 日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

1　軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの※３

2～４　略

２　前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の 30 日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

都市再生特別措置法施行令（抜粋）

※３　軽易な行為その他の行為で政令に定めるもの
（建築等の届出を要しない軽易な行為その他の行為）

第 35 条　法第 108 条第 1 項第 1 号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

1　当該立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為

2　前号の誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築

3　建築物を改築し又はその用途を変更して第 1 号の誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為

（４）都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止に係る届出義務

都市再生特別措置法（抜粋）

第 108 条の 2　立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内において、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を休止し、又は廃止しようとする者は、休止し、又は廃止しようとする日の 30 日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

様　式　集

（記載例）

※各様式は，市のホームページからダウンロードできます。

記載例

（様式１）

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 88 条第１項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

○年 ○月 ○日

笠間市長

届出者 住 所 笠間市中央三丁目２番１号

氏 名 笠間 太郎

（連絡先） ０２９６－７７－１１０１

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	笠間市○○町１１２２－３３ 外○筆
	2 開 発 区 域 の 面 積	１，２３４．５６ 平方メートル
	3 住 宅 等 の 用 途	一戸建ての住宅
	4 工事の着手予定年月日	○年 ○月 ○日
	5 工事の完了予定年月日	○年 ○月 ○日
	6 その他必要な事項	予定戸数 ５戸

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

■添付書類

① 位置図（縮尺 1/1,000 以上）
　当該行為を行う土地の区域および当該区域内，当該区域周辺の公共施設を表示する図面

② 設計図（縮尺 1/100 以上）
　土地利用計画図および予定建築物の各階平面図

③ その他参考となる事項を記載した図書

④ 委任状（代理人に委任する場合・任意様式）

記載例

（様式２）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第１項の規定に基づき、

{ 住　宅　等　の　新　築 / 建築物を改築して住宅等とする行為 / 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 } について、下記により届け出ます。

○年　○月　○日

笠間市長

届出者　住　所　笠間市中央三丁目２番１号

氏　名　笠間　太郎

（連絡先）　０２９６－７７－１１０１

1　住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	笠間市○○町１１２２－３３　外○筆 地目　宅地 面積　１，２３４．５６　平方メートル
2　新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅
3　改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	－
4　その他必要な事項	着手予定年月日　○年○○月○○日 完了予定年月日　○年○○月○○日 予定戸数　　６戸

注　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

■添付書類

① 配置図（縮尺 1/100 以上）　敷地内における住宅等の位置を表示する図面
② ２面以上の立面図（縮尺 1/50 以上）　建築物の高さ等を表示する図面
③ 各階平面図（縮尺 1/50 以上）　間取り，各室の用途等を表示する図面
④ その他参考となる事項を記載した図書
⑤ 委任状（代理人に委任する場合・任意様式）

記載例

（様式３）

行 為 の 変 更 届 出 書

○年　○月　○日

笠間市長

届出者　住　所　笠間市中央三丁目２番１号

氏　名　笠間　太郎

（連絡先）　０２９６－７７－１１０１

都市再生特別措置法第 88 条第２項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

１　当初の届出年月日　　○年　○月　○日

２　変更の内容

共同住宅　予定戸数６戸　→　共同住宅　予定戸数４戸

開発区域の面積　１，２３４．５６平方メートル　→　１，１００．００平方メートル

３　変更部分に係る行為の着手予定日　　○年　○月　○日

４　変更部分に係る行為の完了予定日　　○年　○月　○日

注１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

■添付書類

①　当初の届出に必要な書類と同じものを添付

②　委任状（代理人に委任する場合・任意様式）

記載例

（様式４）

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 108 条第１項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

○年 ○月 ○日

笠間市長

届出者 住 所 笠間市中央三丁目２番１号

氏 名 笠間 太郎

（連絡先） ０２９６－７７－１１０１

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	笠間市○○町２２３３－４４ 外○筆
	2 開 発 区 域 の 面 積	２，３４５．６７ 平方メートル
	3 建 築 物 の 用 途	児童福祉施設
	4 工事の着手予定年月日	○年 ○月 ○日
	5 工事の完了予定年月日	○年 ○月 ○日
	6 その他必要な事項	延床面積 １，２３４．５６平方メートル

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

■添付書類

① 位置図（縮尺 1/1,000 以上）
　当該行為を行う土地の区域および当該区域内，当該区域周辺の公共施設を表示する図面

② 設計図（縮尺 1/100 以上）
　土地利用計画図および予定建築物の各階平面図

③ その他参考となる事項を記載した図書

④ 委任状（代理人に委任する場合・任意様式）

記載例

（様式５）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第１項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築
建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

○年　○月　○日

笠間市長

届出者　住　所　笠間市中央三丁目２番１号

氏　名　笠間　太郎

（連絡先）　０２９６－７７－１１０１

1　建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	笠間市○○町３３４４－５５　外○筆 地目　宅地 面積　３，４５６．７８　平方メートル
2　新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	病院
3　改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	－
4　その他必要な事項	着手予定年月日　○○年○○月○○日 完了予定年月日　○○年○○月○○日 医療法第１条の５第１項に定める病院

注　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

■添付書類

① 配置図（縮尺 1/100 以上）　敷地内における住宅等の位置を表示する図面
② ２面以上の立面図（縮尺 1/50 以上）　建築物の高さ等を表示する図面
③ 各階平面図（縮尺 1/50 以上）　間取り，各室の用途等を表示する図面
④ その他参考となる事項を記載した図書
⑤ 委任状（代理人に委任する場合・任意様式）

記載例

（様式６）

行 為 の 変 更 届 出 書

○年　○月　○日

笠間市長

届出者　住　所　笠間市中央三丁目２番１号

氏　名　笠間　太郎

（連絡先）　０２９６－７７－１１０１

都市再生特別措置法第 108 条第２項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

１　当初の届出年月日　　○年　○月　○日

２　変更の内容

開発区域の面積　１，２３４．５６平方メートル → １，１００．００平方メートル

３　変更部分に係る行為の着手予定日　　○年　○月　○日

４　変更部分に係る行為の完了予定日　　○年　○月　○日

注１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

■添付書類

① 当初の届出に必要な書類と同じものを添付

② 委任状（代理人に委任する場合・任意様式）

記載例

（様式７）

誘導施設の休廃止届出書

○年　○月　○日

笠間市長

届出者　住　所　笠間市中央三丁目２番１号

氏　名　笠間　太郎

（連絡先）　０２９６－７７－１１０１

都市再生特別措置法第108 条の２第１項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

１　休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

施設名称　○○○○○園

用途　児童福祉施設

所在　笠間市○○町３４５－４３２

２　休止（廃止）しようとする年月日　　○年　○月　○日

３　休止しようとする場合にあっては、その期間

４　休止（廃止）に伴う措置

（１）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

（２）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

除却予定時期　○年　○月　○日

注１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　４（２）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

■添付書類

①　委任状（代理人に委任する場合・任意様式）

笠間市

【問い合わせ先】
笠間市都市建設部都市計画課
〒309-1792　笠間市中央三丁目２番１号
電話　0296-77-1101（代表）